



平成 27 年 11 月 13 日

各 位

名古屋市中区錦一丁目 10 番 20 号  
ジャパンベストレスキューシステム株式会社  
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏  
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)  
問合せ先  
執行役員 管理部長 葛川 遼佳  
電話番号：052-212-9908

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 27 年 10 月 16 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」でお知らせしましたとおり、同日付で、過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する金 1 億 6,509 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。

その後、平成 27 年 10 月 23 日付「課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」でお知らせしましたとおり、当社が金融庁審判官に対し提出した課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、金融庁審判官から課徴金に係る金融商品取引法第 185 条の 6 の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成 27 年 11 月 12 日付で、金融庁より納付すべき課徴金の額金 1 億 6,509 万円及び納付期限を平成 28 年 1 月 13 日とする旨の決定を受け、本日付で課徴金納付命令決定書を受領しましたので、お知らせします。

なお、平成 27 年 10 月 23 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」及び本日付「平成 27 年 9 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」でお知らせしましたとおり、平成 27 年 9 月期において、すでに課徴金引当金繰入額(特別損失) 1 億 6,509 万円を計上しており、上記課徴金納付が業績に与える影響はありません。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。何卒ご理解いただき、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上